

調達件名：「令和7年度日本政府公式英文ウェブサイト（JapanGovウェブサイト）のシステムの更改に係る次期システムの構築及び運用管理・保守等業務」の仕様書（案）に係る意見について

項	資料名	頁番号	行番号	項 目	種 別	意 見	理 由	回 答
1	調達仕様書 要件定義書	12 22	21 7	調達仕様書 4. 業務の実施内容 （17）アクセシビリティへの準拠 要件定義書 3. 非機能要件定義 3.1. アクセシビリティに関する事項	4	アクセシビリティの要件充足のためにはフロントエンドのデザイン変更が必要となる場面が想定され、本件構築業務開始時には既存Webサイトのデザインデータの支給が必要ではないかと考えます。	デザインデータがないままデザイン修正を行うのは困難で、既存Webサイトの見た目からデザインデータを起こすと大変非効率になります。	要件定義書中に記載している「3.1.アクセシビリティに関する事項」については、調達仕様書12頁「（17）アクセシビリティへの準拠」に記載している業務を運用・保守期間中に実施するに当たって参照する要件として記載しており、本業務で構築するシステムの本番稼働日において、当該要件を充足することを求めているものではありません。 このため、上記が明確となるよう、要件定義書の該当箇所に「なお、調達仕様書「4.(17)アクセシビリティへの準拠」に掲げる一連の業務は、次期システムの本番稼働後の実施を想定している。このため、次期システムの本番稼働時において、以下の要件の充足を求めるものではないことに留意すること。」を追記します。
2	調達仕様書	14	11	4. 作業の実施内容 （22）成果物の作成	4	「本調達の成果物は下記図表3のとおりである。納品期限については想定を記載しており、詳細は契約後協議の上、設計・開発実施計画書にて定める。 受託者が開発手法を提案の上で政府広報室が承認した場合は、成果物の種類、内容を変更することができる。」について、以下のとおり修正されてはいかがでしょうか。 「本調達の成果物は下記図表3のとおりである。受託者はこれらを参考に、各成果物の納入スケジュールを提案し、詳細は契約後協議の上、設計・開発実施計画書にて定めること。検収及び支払については、これらの納入成果物ごとに実施するものとする。 また、受託者が開発手法を提案の上で政府広報室が承認した場合は、成果物の種類、内容を変更することができる。」	作業スケジュールや成果物を固定するのではなく、あくまで調達仕様書上の作業スケジュールや成果物は基本的な考え方と位置付けていただき、応札事業者にて具体的な成果物やスケジュールについては提案する形が望ましいと考えます。稼働開始等のマイルストーンは当然に満たす必要はありますが、その内訳としての納品物、スケジュールについては要件定義書の内容等も踏まえ、かつ事業者の創意工夫を引き出しやすい形にすることが必要と考えます。	ご意見を踏まえ、「本調達の成果物等は下記図表3に掲げるものを基本的な考え方とする。受託者は成果物やその納入スケジュール等も含めた提案を行い、政府広報室と協議の上、成果物の種類、内容及び納入期日を設計・開発実施計画書や運用・保守計画書等の書面にて定めること。」と修正します。 なお、本業務に関する支払等については、契約書において定めます。
3	調達仕様書	22	1	5. 作業の実施体制・方法 （1）作業実施体制	4	作業実施体制として、現行システムの設計・構築、運用事業者が定義されていませんが、現行システムの内容について問い合わせを行う場合も想定するため定義する必要があると考えます。 現行事業者への問い合わせ等が発生する場合には、主管課様を経由して問い合わせを行っていただくことを想定しています。	本事業の推進に係るステークホルダを正確に表現するため	ご意見を踏まえ、調達仕様書の図表4及び5に「現行システム運用・保守業務受託者」を追記します。
4	調達仕様書	23	12	5. 作業の実施体制・方法 （1）作業実施体制 図表6 本業務受託者に求める作業実施体制の役割	1	遂行責任者 ・本業務の委託期間中は専任でこれに当たるものとする。 上記記載について、削除することをご検討をお願いします。	人的リソースを最大限に活用し、効率的かつ効果的な業務運営を実現するため、遂行責任者の役割を兼任とさせていただきたくご提案申し上げます。 これにより、より広範な視点からの意思決定が可能となり、迅速かつ合理的な業務遂行が期待できます。	調達仕様書の図表6において、遂行責任者の役割は、 ・遂行責任者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う。また、各関連する組織・部門とのコミュニケーション窓口を担う。 ・原則として全ての進捗会議及び品質評価会議に出席する。 としています。本業務における意思決定や組織間のコミュニケーションの円滑性を確保する観点から、遂行責任者は「専任」とします。
5	調達仕様書	23	26	5. 作業の実施体制・方法 （2）作業要員に求める資格等の要件 ア	1	ア 受託者における遂行責任者は、大規模システム（構築工数100人月以上かつ構築期間24か月以上）の設計・開発及び運用・保守の遂行責任者としての経験を2件以上有すること。また、E V Mによる進捗管理に精通し、経験を有すること。 以下へ修文をお願いします。 ア 受託者における遂行責任者は、大規模システム（構築工数100人月以上かつ構築期間24.6か月以上）の設計・開発及び運用・保守の遂行責任者としての経験を2件以上有すること。また、E V Mによる進捗管理に精通し、経験を有すること。	構築期間24か月以上の妥当性が不明です。 そのため、本件の構築期間と同等以上への修正をお願いします。	ご意見を踏まえ、本業務における構築期間と同等の「構築期間6か月以上」とします。
6	調達仕様書	24	1	5. 作業の実施体制・方法 （2）作業要員に求める資格等の要件 ウ	2	ウ 受託者における責任者（プロジェクトマネージャー）は、4年以上のプロジェクト管理経験を有すること。また、1年以上にわたる1億円以上の情報システム又は情報システム基盤の設計・開発プロジェクトに係るプロジェクト管理業務の経験を有すること。 以下へ修文をお願いします。 ウ 受託者における責任者（プロジェクトマネージャー）は、4年以上のプロジェクト管理経験を有すること。また、1年以上にわたる1億円以上の情報システム又は情報システム基盤の設計・開発プロジェクトウェブサイト更改に係るプロジェクト管理業務の経験を有すること。	本件の業務内容に合わせ、ウェブサイトに係る経験が必要と考えます。	ご意見を踏まえ、本業務における構築業務の規模及び内容と合わせた「ウ 受託者における責任者（プロジェクトマネージャー）は、4年以上のプロジェクト管理経験を有すること。また、1年以上にわたるウェブサイトシステムの更改に係るプロジェクト管理業務の経験を有すること。」とします。

項	資料名	頁番号	行番号	項 目	種 別	意 見	理 由	回 答
7	調達仕様書	25	4	5. 作業の実施体制・方法 （２）作業要員に求める資格等の要件 サ	1	> いずれの担当（ネイティブの英文ライターを除く。）も、本業務で運用する > CMS と同等以上の規模のコンテンツ・マネジメント・システムを使用した > 英文サイト全体の制作、運営の実績（３年以上の経験）を有すること。 とありますが、サイトの分析など編集作業に直接関係しない要員に対しても英文サイトの制作・運用経験を求めるのはやや過剰ではないかと考えます。 あるいは英文サイト制作のどういったスキルが必要なのかについてお示しいただくと、要員アサインの計画が立てやすいと考えます。	サイト分析にはその事業ドメイン理解が求められることは通常ありますが、「英文サイトの制作」というだけでは事業そのものの理解までは求められていない印象です。 どういった理由でその経験が必要なのか仕様書上示されていないように見受けられました。	ご意見のあった作業要員の要件については、要員に求められるスキルを具体的に示すことは困難ですが、ご意見を踏まえ、下記記載のとおり、各要員が関わる業務の大まかな想定を記載すると共に、求められる経験を当該想定に応じて区分する形に修正します。 「サ 上記４．（１５）及び（１７）に掲げる業務の担当者として、プロデューサー、ディレクター、デザイナー、コーダー、編集及びネイティブ又はネイティブと同等の言語能力を有する英文ライター等を含めたチームを組織すること。プロデューサー及びディレクターについては、上記４．（１４）及び（１８）の業務にも必要に応じて関わることを想定しており、本業務で運用するCMSと同等以上の規模のコンテンツ・マネジメント・システムを使用した英文サイト全体の制作、運営の実績（３年以上の経験）を有すること。デザイナー、コーダー及び編集については、主にサイトの編集業務や政府広報室による編集作業の支援等に関わることを想定しており、本業務で運用するCMSと同等以上の規模のコンテンツ・マネジメント・システムを使用した英文サイトのウェブページの作成・編集等に関わった実績（３年以上の経験）を有すること。いずれの担当も、上記の業務以外の業務において必要に応じて一部又は全部の業務を担うことを排除しない。上記４．（１４）、（１５）、（１７）及び（１８）に掲げる業務の担当者の役割や業務経験等については、運用・保守計画書に体制として記載すること。」
8	調達仕様書	32	34	8. 入札参加資格に関する事項 （２）受注実績	2	要件として、以下を追加されてはいかがでしょうか。 「応札者は、採用するクラウドサービスを用いたシステム構築及び運用・保守の実績を有すること。」	本件はCMSの更改のみならず、オンプレミスからクラウドへの移行が重要な要素であると理解しています。クラウドへの移行を確実に完遂するためには、左記の実績やそれらに伴う知見を保有した事業者が参画する必要があると考えます。	ご意見を踏まえ、調達仕様書32頁「（２）受注実績」に関する記載を「応札者は、年間300万回以上の閲覧数を有するWebサイトのシステムの設計・開発や運用・保守を行った実績を過去３年以内に有すること。また、本業務で利用するクラウドサービスを用いたウェブサイトシステムの更改及び運用・保守の実績を有すること。」に修正します。
9	調達仕様書	34	29	10. その他特記事項	4	以下を文言として追加いただけますようお願いします。 「パッケージ製品等のソフトウェアライセンス、ミドルウェア等のソフトウェアライセンス、ハードウェア等の第三者製品の提供が発生する場合には、サービス提供または再販（リセール）として受託者から提供することを想定しているが、適切な提供方法を提案すること。また、パッケージ製品、ミドルウェア、ハードウェア製品等、第三者製品・サービス等を購入し使用することになる場合、これら製品・サービス等の提供条件、保証等については、各製品事業者の定めるものが当室に直接適用される。ただし、本業務の実施期間中に製品等の不具合等が生じた場合は、受注者が問題解決のための窓口として、各製品事業者との調整を行うものとする。この条件、保証等については別途受注者が提示し、契約の一部を構成する。」	本案件では、SaaS等の外部サービスについては、サービス提供または再販での提供を想定しておりますが、再販の実施にあたっては、応札事業者と、サービス等提供事業者の責任分界を明確にしておくことが再販を成約する際の条件となります。 あくまで最終的な製品やサービスについての責任についての切り分けであり、貴室から見た場合には、受注者が問題解決のための窓口となり、直接サービス等提供事業者とやり取りいただくことはありません。	ご意見を踏まえ、「パッケージ製品等のソフトウェアライセンス、ミドルウェア等のソフトウェアライセンス又はハードウェア等について、第三者製品等の利用が発生する場合には、原則、本業務受託者による役務提供又は再販等の形態により、受託者から政府広報室に提供することを想定しているが、適切な提供方法を提案すること。」を追記します。 なお、上記の「提案」には、受託者から政府広報室に対する第三者製品等の提供に際し政府広報室が留意等すべき事項等がある場合に、当該事項について受託者が政府広報室に説明し、理解を得ることを含みます。本調達では、本業務に関連した第三者製品等の利用に際し、当該第三者と政府広報室が直接契約を締結することや、当該第三者の定める提供条件等が政府広報室に直接適用されることは想定していません。
10	調達仕様書	34	29	10. その他特記事項	4	前提条件等として、以下を文言として追加いただけますようお願いします。 「調達仕様書および要件定義書等に示す要件は、現時点で求める内容・要件を示したものであり、クラウドサービス等の技術的進展の速さを踏まえると、設計・開発過程においては、最新の技術動向に即して実施することが、本調達の目的に合致する場合が想定されるため、本調達の目的や効果が達成できる場合は代替案の提案も可とする。この場合、請負者は、その見直しが本調達の目的等に資すると判断する理由、必要性及影響度などについて、入札時及び業務実施中に代替案としての提案を行うこと。また、要件を代替するだけでなく、本調達の目的や効果の達成に寄与するより良い方策が考えられる場合には提案すること。」	事業者から、提案時または業務実施により良い提案を引き出すためには、最新技術の提案等を妨げないように調達の目的や効果が達成できる限りにおいて代替する提案を求めることや、目的や効果の達成に寄与する付加的な方策の提案を求めることが有効と考えます。この主旨に沿った提案が可能となるよう、以下の要件を仕様書に付記しておくことが効果的と考えます。	ご意見を踏まえ、調達仕様書３頁「４．（１）作業方針に係る前提事項」の記載を「本調達仕様書（別紙要件定義書を含む）で示す業務や要件の内容は、現時点で求める内容を示したものであることから、政府のIT戦略に沿ってデジタル政策の実現、最新の技術動向等を踏まえ、本調達の背景や目的を達成することが可能となり、より有益と判断できる場合は、提案書提出時又は「1.(4)契約期間」に掲げる期間中において、代替案（追加的な方策を含む）の提案も可とする。この場合、受託者は、本調達仕様書に示す内容を当該代替案によって代替することを有益と判断可能な理由、必要性、影響度等について提案書又は「1.(4)契約期間」に掲げる期間中においてはその他適切な書面に記載を行うこと。」と修正します。
11	調達仕様書	36	1	10. その他特記事項 （３）入札公告期間中の資料閲覧等	4	事業者が閲覧できる資料として「令和6年度アクセシビリティ適合テストのテスト結果（テスト仕様書を含む）」のみが示されていますが、例えば設計書等、本システムの仕様や運用手順等が分かる資料等を閲覧可能にいただくか、要件定義書に同内容を記載いただく形にさせていただくのがよろしいかと存じます。	現行システムの要件を正確に理解するため	ご意見を踏まえ、現行システムの設計書等を事業者が閲覧できる資料に追加します。
12	要件定義書	2	1	1.４．プロジェクトの体制	4	作業実施体制として、現行システムの設計・構築、運用事業者が定義されていませんが、現行システムの内容について問い合わせを行う場合も想定するため定義する必要があると考えます。 現行事業者への問い合わせ等が発生する場合には、主管課様を経由して問い合わせを行わせていただくことを想定しています。	本事業の推進に係るステークホルダを正確に表現するため	ご意見を踏まえ、要件定義書の図表１及び２に「現行システム運用・保守業務受託者」を追記します。

項	資料名	頁番号	行番号	項 目	種 別	意 見	理 由	回 答
13	要件定義書	9	22	2.2. JapanGovウェブサイト公開機能 （2）詳細要件 イ 閲覧を想定するウェブブラウザ	3	➤ iOS (15.x以上)標準ブラウザ ➤ iPad OS （15.x以上）標準ブラウザ ➤ Android (13.x以上) 標準ブラウザ の部分につきまして、以下のように変更されてはいかがでしょうか。 ➤ iOS (15.x以上) Safari ➤ iPad OS （15.x以上) Safari ➤ Android (13.x以上) Google Chrome	特に中国製の端末などは独自のブラウザが標準になっていたりするケースもあり、「実質的な意味」での標準ブラウザである具体的なブラウザ名を明記した方が、利用者からのクレーム等も抑止できるため。	ご意見を踏まえ、ご提案のとおり修正します。
14	要件定義書	10	3	2.2. JapanGovウェブサイト公開機能 （2）詳細要件 ウ その他の要件	1	「また、全コンテンツについて、継続してCMS機能の中で管理可能であるように設計・構築すること」 とありますが、 「また、可能な限り全コンテンツについて、継続してCMS機能の中で管理可能であるように設計・構築すること。」 のように、「可能な限り」という文言を追加されてはいかがでしょうか。	スケジュールやCMSとの仕様差等により、場合によってはHTMLとして管理しなくてはならないページも存在する可能性があるため。	ご意見を踏まえ、ご提案のとおり修正します。
15	要件定義書	36	12	3.10. 情報セキュリティに関する事項 （2）セキュリティ要件 ウ 脆弱性対策要件	1	「⑤ 外部からのペネトレーションテスト（侵入テスト）を定期的を実施し、システムの防御力を確認すること。」との記載がございますが、要件として過剰ではないでしょうか。	1回あたり数百万円規模で予算が必要な侵入テストを定期的を実施することは通常なく、同等規模のシステムと比較しても過剰だと考えます。また、アプリケーションの改修頻度から考えても定期実施の費用対効果が薄いものと考えます。	ご意見を踏まえ、該当の記載を削除します。

注） 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
[1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]
2. 意見及び、理由は、明確かつ簡潔に記載すること。）
3. 本様式の変更は、行わないこと。
4. 電子媒体（C D-R等）も併せて提出のこと。